

附属書Ⅱ 第六条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第六条2の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条（内国民待遇）
  - (b) 第三条（最恵国待遇）
  - (c) 第五条（特定措置の履行要求）
  - (d) 第十条（経営幹部及び取締役会）
- 2 留保には、次の事項を記載する。
- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
  - (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
  - (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
  - (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
  - (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

### 第一節 日本国の表

一	分野	全ての分野
小分野	産業分類	
産業分類		

	二
<p>留保の種類</p> <p>概要</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>概要</p>
<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>(a) コロンビア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) コロンビア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の取締役、理事又は役員の内国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、こ</p>

四		三
分野 小分野	現 行 の 措 置	現 行 の 措 置
全 て の 分 野	<p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(a) 航空</p> <p>る。</p> <p>2 日本国は、1に規定する協定以外の二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に係るものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p>	<p>全 て の 分 野</p> <p>れらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

六	五	
分野	現行の措置 概要 産業分類 留保の種類	産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
武器・火薬産業	<p>             航空宇宙産業              航空機産業              宇宙開発産業           </p> <p>             内国民待遇（第二条）              特定措置の履行要求（第五条）              経営幹部及び取締役会（第十条）           </p> <p>             日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。           </p> <p>             外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条              対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条           </p>	<p>             内国民待遇（第二条）              最恵国待遇（第三条）           </p> <p>             補助金については、コロンビア共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。           </p>

	七
<p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p>	<p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p>
<p>武器産業</p> <p>火薬類製造業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>エネルギー産業</p> <p>電気業</p> <p>ガス業</p> <p>原子力産業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を</p>

八	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	現行の措置
<p>漁業</p> <p>領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C ○三一 海面漁業</p> <p>J S I C ○三二 内水面漁業</p> <p>J S I C ○四一 海面養殖業</p> <p>J S I C ○四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八〇九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査</p>	<p>留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>

九		
概要	留保の種類	現行の措置
産業分類	<p>情報通信業 放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八三 有線放送業</p>	<p>(b) 集魚</p> <p>(c) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(d) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p>
留保の種類	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条</p> <p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>
小分野	放送業	
日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。		



十一	十	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	現行の措置 概要 留保の種類	現行の措置
法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条）	土地取引に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 概要 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条、第一百六十六条、第二百二十五条、第二百五十九条及び第六十一条

## 第二節 コロンビアの表

一	
<p style="text-align: center;">分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要</p>	<p style="text-align: center;">最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p style="text-align: center;">現行の措置</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
<p style="text-align: center;">全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>コロンビアは、国境地域、沿岸部又は島嶼<sup>しよ</sup>の領土における外国人による不動産の所有に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、</p> <p>(a) 国境地域とは、国境線と平行な幅二キロメートルの区域をいう。</p> <p>(b) 沿岸部とは、最高潮線と平行な幅二キロメートルの区域をいう。</p>	

三	二	
分野 小分野 産業分類	現 行 の 措 置	現 行 の 措 置
社会事業サービス	<p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(a) 航空</p> <p>は維持する権利を留保する。</p> <p>の協定であつて次の事項に係るものに従い、各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>最惠国待遇（第三条）</p> <p>コロンビアは、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>コロンビアは、この協定の効力発生の日の後に効力を有し、又は署名される二国間又は多数国間の協定であつて次の事項に係るものに従い、各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>(c) 島嶼<small>しよ</small>の領土とは、コロンビアの領土の一部である島、小島、礁、岬及び州をいう。</p>

現行の措置	概要	留保の種類
<p>コロンビアの社会保障制度は、現在、次の義務的な制度から成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金（一般年金制度）</li> <li>健康保険（一般健康保障制度）</li> <li>労働者補償（一般労働災害補償制度）</li> <li>退職給付（退職・退職給付制度）</li> </ul>	<p>経営幹部及び取締役会（第十条）</p> <p>コロンビアは、法の執行及び矯正に係るサービス並びに次のサービス（公共の目的のために設立され、又は維持される社会事業サービスである場合に限る。）の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的再適応</li> <li>所得に関する保障又は保険</li> <li>社会保障</li> <li>社会福祉</li> <li>公衆のための訓練及び教育</li> <li>保健</li> <li>保育</li> </ul>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p>

五	四
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類
文化産業及び文化活動  内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）	少数者及び種族の集団に関する事項  内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条） コロンビアは、社会的又は経済的に不利な立場にある少数者及び種族の集団に権利を与え、又はこれらを優遇する措置（コロンビア憲法第六十三条の規定に従って種族の集団が保有する共有地に関する措置を含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアにおける種族の集団とは、原住民、ロマ（ジプシー）、アフリカ系コロンビア人共同体並びにサン・アンドレス、プロビデンシア及びサンタ・カタリーナから成る諸島のライザル共同体をいう。

この留保の適用上、「文化産業及び文化活動」とは、次のものをいう。

- (a) 書籍、雑誌、定期刊行物、新聞又は電子新聞の出版、頒布又は販売（印刷及び植字を除く。）
- (b) 映画又はビデオの制作、配給、販売又は上映
- (c) 音声又は映像による音楽の記録の制作、頒布、販売又は展示
- (d) 舞台芸術の制作及び発表
- (e) 視覚芸術の制作及び展示
- (f) 楽譜（印刷されたもの又は機械による判読が可能なもの）の制作、頒布又は販売
- (g) 手工芸品のデザイン、製作、流通及び販売
- (h) 一般公衆を対象としたラジオ放送、ラジオ、テレビジョン及びテレビジョンの有線放送に関連する全ての活動、衛星番組サービス並びに放送網
- (i) 広告のコンテンツのデザイン及び作成

コロンビアは、文化産業及び文化活動における文化に関する協力又は共同制作に関する特定の約束を定める他の国との協定に従い、当該他の国の国民に対して特惠的な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

第二条及び第三条の規定は、文化産業及び文化活動の促進のための政府による助成（注）には適用されない。

コロンビアは、視聴覚媒体、出版又は音楽の分野において他方の締約国がコロンビアの国民に対して与える待遇と同等の待遇を他方の締約国の国民に与える措置を採用し、又は維持することができる。

	六	
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	<p>注 この項の規定の適用上、「政府による助成」とは、租税上の特典、義務的な抛出の軽減による奨励措置、政府による贈与、政府が支援する貸付及び政府が提供する保証、信託又は保険をいい、その運営の全部又は一部について民間の団体が責任を有しているか否かを問わない。</p> <p>宝石のデザイン          舞台芸術          音楽          視覚芸術          視聴覚媒体          出版</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>コロンビアは、宝石のデザイン、舞台芸術、音楽、視覚芸術及び出版の発展及び制作のための政府による助成（注）の享受又はその継続のための条件として、当該政府による助成を受ける者に対し一定の水準又は割合で現地で創作された作品を用いることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保は、広告については、適用しない。また、特定措置の履行要求は、いかなる場合においても、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に適合するものではない。</p>

八	七	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	現行の措置 留保の種類 産業分類 概要	現行の措置
情報通信 視聴覚サービス 広告 特定措置の履行要求（第五条） 映画作品	特定措置の履行要求（第五条） コロンビアは、コロンビアの手工芸品として特定する手工芸品のデザイン、流通、小売又は展示に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 特定措置の履行要求は、いかなる場合においても、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に適合するものでなければならない。	なければならない。 注 前項の注に定義するものと同じ。



(a) コロンビアは、年間にコロンビアの映画館又は上映室で上映される映画作品の合計の一定の割合（十五パーセントを超えない。）がコロンビアの映画作品であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアは、当該割合の設定に当たっては、国内の映画制作の状況、既存の上映設備の状況及び観客数の平均を考慮する。

無料放送のテレビジョンにおける映画作品

(b) コロンビアは、年間に無料放送のテレビジョンのチャンネルで放送される映画作品の合計の一定の割合（十パーセントを超えない。）がコロンビアの映画作品であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアは、当該割合の設定に当たっては、テレビジョンの無料放送を行うために自国の映画作品が入手可能か否かを考慮する。当該映画作品の放送は、附属書Ⅰのコロンビアの表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める現地調達の要件であつて、当該チャンネルに関するものの遵守として勘案される。

共同体放送テレビジョン（注）

(c) コロンビアは、共同体放送テレビジョンの週間の番組の一定の割合（週ごとに五十六時間を超えない。）が共同体放送テレビジョンの放送事業者によって国内で制作される番組であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

注 千九百九十九年決定第六号に定義するものに同じ。

多チャンネル民間放送テレビジョンの無料放送

(d) コロンビアは、附属書Ⅰのコロンビアの表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める国内で制作された番組の割合の下限に関する要件を、多チャンネル民間

九	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	現行の措置
伝統の表現  内国民待遇（第二条） コロンビアは、二千五年決議第百六十八号により宣言された無形文化遺産に関連する表現の助成及び発展に関し、地域社会に権利を与え、又はこれを優遇する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この無形文化遺産には、次のものを含む。	放送テレビジョンの無料放送に対して課する権利を留保する。ただし、この要件は、個別のサービス提供者によって利用可能とされているチャンネルであつて、二又は当該チャンネルの総数の二十五パーセントのいずれか大きい方を超える数のものに対して課されることはない。 広告 (e) コロンビアは、コロンビアにおいて設立された会社であつてメディアに関するサービスに係るもの（コロンビア国外に本社を置く新聞、日刊紙及び購読のサービスに係る会社を除く。）に対し、年間に受注する広告の注文の合計の一定の割合（二十パーセントを超えない。）がコロンビアにおいて制作され、及び創作されることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を有する。当該措置は、(i)映画館及び上映室における近く公開される映画の広告並びに(ii)番組又はコンテンツがコロンビア国外に由来するメディア又はそのような番組をコロンビア国内において再放送し、若しくは再伝送するメディアについては、適用しない。

十		<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要</p> <p>特定措置の履行要求（第五条）</p> <p>1 コロンビアは、2及び3の規定に従うことを条件として、コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないとコロンビア政府が認定するときは、コロンビアの消費者が双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスを通じてコロンビアの視聴覚番組を利用することを不当に拒否されないことを確保するための措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 コロンビアは、コロンビアの消費者が双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスを通じてコロンビアの視聴覚コンテンツを利用することを不当に拒否されていることに対処するため</p>	<p>現行の措置</p>	<p>(a) 言語及び口頭表現</p> <p>(b) 音楽的表現、舞踊的表現及び音響的表現</p> <p>(c) 儀式、舞台及び儀礼における表現、祭礼での演技並びに伝統的な演劇</p> <p>(d) 造形物、意匠及びボディー・ペインティングの作成に関連する知識、能力及び技法</p> <p>(e) 人間、自然及び宇宙に関する社会的な応用、知識及び慣習</p> <p>(f) 伝統的な司法制度に関連する知識及び慣習</p> <p>(g) 料理に関する知識、慣習及び技能</p>
---	--	--	--------------	---

十一	
分野	<p>現行の措置</p>
金融業	<p>の措置を採用することを提案するときは、当該措置を事前に公表し、利害関係者に対し、当該措置について意見を述べるための適当な機会を与える。コロンビアは、当該措置の採用の少なくとも九十日前に、当該措置について他方の締約国に通報する。その通報には、当該措置に関する情報（コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないとコロンビア政府が認定する根拠を成す情報及び当該措置の概要を含む。）を含める。当該措置は、サービス貿易一般協定に基づくコロンビアの義務に適合するものでなければならぬ。</p> <p>3 日本国は、コロンビアが提案する措置に関してコロンビアとの協議を要請することができる。コロンビアは、そのような要請を受領した後三十日以内に日本国との協議を開始する。コロンビアは、この協議の結果、次の全ての事項が満たされる場合のみ、1に規定する権利を行使することができる。</p> <p>(i) 日本国が、コロンビアの視聴覚コンテンツをコロンビアの消費者が容易に利用することができないこと及び当該措置が客観的な基準に基づいており、かつ、貿易を制限する効果が最も少ないものであることについて同意すること。</p> <p>(ii) コロンビアが当該措置をコロンビアにおいて設立された会社によってコロンビアにおいて提供されるサービスに対してのみ適用することに同意すること。</p> <p>(iii) 日本国及びコロンビアが双方向の入出力による音声又は映像の提供サービスの分野における補償であって貿易の自由化に資するものについて合意すること。</p>

	小分野 産業分類 留保の種類 概要	金融サービス  最恵国待遇（第三条） コロンビアは、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された二国間又は多数国間の協定に従い最恵国待遇に適合しない待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 コロンビアは、前記の規定に従い、カルタヘナ協定及びアンデス共同体の法的な決定を遵守するため、最恵国待遇に適合しない待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置		